

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
キングランリニューアル株式会社	東京都千代田区神田小川町1-1	1-027307

2 指名停止措置期間 令和7年4月4日～令和7年6月3日 (2か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

キングランリニューアル(株)は、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結した。
 当該事実が建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、同社は国土交通省関東地方整備局から令和6年12月3日付けで指示処分を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第14号(1)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 14 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、同法第28条の規定に基づく監督処分を受けたとき。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内
<u>(1) 指示処分を受けたとき</u>	<u>当該認定をした日から</u> <u>2か月以上6か月以内</u>
(以下略)	

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
 茨城県常陸太田市金井町3690
 電話 0294-72-3111